

(なかもユニオン・学校教職員支部) 2024.6.19 大阪府教委への応接要請につけた文書

(要請項目)

1① 学校が引率する児童・生徒の万博参加の、全学校への強要を絶対に行わないこと。

(回答)

- 「2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業」は、次世代を担う大阪の子どもたちに、大阪・関西万博において、最先端の技術やサービス等に触れる体験を通じて、将来に向けた夢と希望を感じ取ってもらうために実施するものです。
- 家庭環境に関わらず、出来るだけ多くの児童・生徒が来場できるよう、学校単位の招待としていますが、参加は強制ではなく、各学校において判断いただくものと考えています。

▶実質「強制」との受け止めがあるので、「学校判断」の周知を府教委として発信されること

(要請項目)

1② 全学校の悉皆参加のための経費の予算化を、撤回すること。

(回答)

- 「2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業」は、次世代を担う大阪の子どもたちに、大阪・関西万博において、最先端の技術やサービス等に触れる体験を通じて、将来に向けた夢と希望を感じ取ってもらうために実施するものであり、大阪府議会の議決を経て予算化しています。

▶「撤回」されるのか、どうか、をお答えください。

(要請項目)

ア. 万博参加を拒む児童・生徒がいた場合に、その日の出欠の扱いはどのようにするのか。コロナ感染の恐れから出席できない生徒と同様に欠席以外の扱いをすることは可能か。

(回答)

授業日や行事日に児童・生徒が出席しなかった場合、当該児童・生徒は原則欠席扱いとなりますが、特別の事由により校外学習への参加が難しく、その個別の事由を学校長が判断し、出席しなくてもよいと認められた時は、「出席すべき日数から除く」対応となる場合があります。

▶「質問に『万博参加を拒む児童・生徒がいた場合』と書いているが、万博遠足の安全性等に広範な疑問・不安があることを踏まえた質問である。参加を拒否した児童・生徒の出欠の扱いを考える前提として、万博遠足実施に不可欠な安全性等について、児童・生徒、保護者に十分に説明し、納得を得ることが必要であることを指摘しておきたい。その上で、爆発等の危険を理由に参加できないなどの申し出があった場合にはどうするか？

そうした場合には欠席扱いにはできないと考えるが、児童・生徒・保護者の希望があれば、登校して学校での学習を保障すべきと考えるが、どうか？

また学校(校長)ごとに全く判断が違うのはおかしいので、以上のような基準を示すべきではないか？

・(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課・支援教育課・保健体育課/ 市町村教育室 小中学校課

(要請項目)

イ. 学校での「万博学習」は必ず実施しなければならないのか。そうした授業を義務付けるとするならば、学校の授業編成権の侵害になるのではないか。

(回答)

- 教育課程は各学校が掲げた目標のもと、各学校において、適切な教育課程を編成するものと認識しております。
- 府教育庁では、総合的な探究の時間等において活用できる「高校生向け EXPO 教育プログラム」という教材を、万博推進局と連携して作成をし、すべての府立学校に配付したところです。
- 本教材は、大阪で開催される万博について生徒が知る機会となるだけでなく、「探究的な学び」を生徒に体験させることができる教材であると考えており、すべての学校において、活用していただきたいと考えております。
- ただし、「総合的な探究の時間」や「LHR」などの活用が難しく、生徒が学ぶ機会を提供することが難しい場合は、探究に係る教員研修や、職員会議等において教員が動画を視聴すること等、幅広い活用方法があると考えております。府としては、万博は、SDGsの学習等のまたとない機会ととらえております。

➡教育課程編成権は各学校にあること、また「授業を義務付け」はしていないとの回答と理解してよいか？

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課・支援教育課/ 市町村教育室 小中学校課

(質問項目)

ウ. 児童・生徒や教職員の万博参加中の地震・津波や台風等の災害への対策、避難計画の作成の責任はどこにあるのか。それらの対策や避難計画はいつ作成されるのか。

(回答)

- 災害時の避難等については、博覧会協会が防災基本計画(初版)をまとめており、今後、現場での具体的な対策等の検討を進め、夏頃を目途に詳細が取りまとまる予定と聞いています。

➡博覧会協会だけでなく、府教委としても検討すべきと考えるが、検討しないとの回答と理解してよいか

(質問項目)

エ. 児童・生徒や教職員の万博参加中に災害が起こった場合に、その責任は大阪府や市にあるのか、教育委員会や学校にあるのか。

オ. 児童・生徒や教職員の万博参加中の事故・事件についての責任はどこにあるのか。

(回答)

- 災害時の避難等については、博覧会協会が防災基本計画(初版)をまとめており、今後、現場での具体的な対策等の検討を進め、夏頃を目途に詳細が取りまとまる予定と聞いています。
- 災害や事故・事件発生時の責任は、その発生状況や内容により個別に判断されるものと考えます。

➡①爆発事故②暴風雨や地震による倒壊や浸水・津波③その際の避難経路通行困難④熱中症や転落事故等での、各々の責任主体が博覧会協会・大阪府市・府教委・学校(校長)・教職員のどこにあるのかについての判断責任者や基準をお示しください。

